

保第232号
令和2年6月29日

各社会福祉法人理事長 殿
各社会福祉施設等管理者 殿

徳島県保健福祉部保健福祉政策課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等の被災状況の報告について（依頼）

日頃は、本県の保健福祉行政の推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。さて、災害発生時、要配慮者に対し、迅速に避難支援等を実施するためには、社会福祉施設等の被災状況について、情報共有することが重要となります。

これまでも、被災時には、所管する県又は市町村への報告をお願いしてきたところですが、引き続き、貴施設等が被災した場合は、次のとおり速やかに御報告くださいますようお願い申し上げます。

1 報告の対象

- (1) 入所者の方や職員等が被害を受けた場合（人的被害）
- (2) 貴施設が何らかの被害を受けた場合（建物・設備被害）
- (3) その他施設の運営に重大な支障を来す事象が発生した場合

2 報告の方法

- (1) 各社会福祉施設等は、地震や風水害等により、報告の対象となる事案が発生した場合、所管する県又は市町村の担当課へ、電話、FAX等で、速やかに報告する。
※報告事項は、別紙様式「被災状況報告」を参考にしてください。
※被災状況を把握した時点で、随時報告してください。
※「徳島県災害時情報共有システム」が使用できる場合は、本システムを御活用ください。
- (2) 市町村は、所管する社会福祉施設等から報告を受理した場合、速やかに県の担当課へ報告する。
- (3) 県は、市町村及び社会福祉施設等から報告のあった事項について集約し、必要に応じて国へ報告する。（取りまとめ担当課：保健福祉政策課）

担当 保健福祉政策課
地域共生・援護担当 鉄野
電 話 (088)621-2938
ファクシミリ (088)621-2839